

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和8年7月30日（木）午後1時30分から午後3時08分
場所 森林水産会館 33号室

2 出席委員

竹野博和、東 秀一、角眞光彦、杉守智美、田子泰彦、中井隆行、堀井律子
（欠席：立野義弘）

3 議 長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

中井隆行、杉守智美

6 県職員等

水産漁港課 堺課長、南條副主幹、藤島技師（内水面漁場管理委員会事務局兼務）

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課水産担当課長兼務）

8 付議事項（議題）

（1）委員の辞任願について（協議）

県水産漁港課の藤島技師から、資料1－1及び1－2に基づき説明があった。

本委員会の立野義弘委員から、本年6月20日付けで知事に対して辞任願が提出された。漁業法の141条では、委員は、正当な事由があるときは、知事及び委員会の同意を得て辞任することができる。この取り扱いについて、本委員会で協議をお願いする。

- 田子委員から、立野委員は漁協の組合長を辞められたので、委員会の委員も辞任されたようだが、所属する漁協の役職を外れた場合、当委員会の委員を辞職するべきものなのか、質問があった。

- ・ 前田事務局長から、個人として委員をお願いしているものであり、どの様に対応されるかは、個人の判断によるべきものと思う、と回答があった。
このほか、委員から意見や質問等はなく、立野義弘委員の辞任が承認された。

(2) 第5種共同漁業権免許の切り替えに伴う適格性の審査について（諮問）

県水産漁港課の藤島技師から、資料2-1～2-6に基づき説明があった。

令和8年4月24日付で公示した第5種共同漁業権の免許について、内共第1から第14号に対して全ての申請があった。

申請書類は、いずれも申請期間の5月16日から6月30日に提出された。提出が必要な書類は漁業法施行規則第25条に定められており、全ての書類の提出が確認された。本申請にあたり、総会または総代会での議決が必要であるが、提出された議事録の抄本より議決されたことが確認された。また、申請にあたり県の条例で定められた手数料の支払いが漁業権ごとに必要であるが、支払いが確認された。

漁業権者の適格性については、漁業法第72条第1項と第2項で定められており、暴力団員等との関りがなく誓約書、世帯数調、組合員名簿から適格性の要件を満たしていると判断された。また、提出された増殖計画には、令和8年度から令和10年度の増殖方法と増殖数量が示されており、令和8年3月30日に公示した増殖目標量以上の放流量の計画が確認された。

本委員会で漁業権者の適格性ありと認められた場合は、9月1日の漁業権の免許と公示に向けて手続きを進めていく。

- ・ 田子委員から、今回、免許の切り替えが行われるが、5年後にも新たな漁業権について免許される可能性はあるのか、質問があった。
- ・ 前田課長から、共同漁業権の免許の期間は10年間となっているが、漁場計画の見直しは、漁業法改正後は5年毎に実施することとなっており、漁業権魚種や漁場区域の変更等は、5年後に見直しすることとなる、と回答があった。
- ・ 田子委員から、将来的に桂湖でワカサギの漁業権を得たいと考えているが、条件が整えば、5年後に、本議案と同様な手続きを行うこととなるのか、質問があった。
- ・ 前田課長から、新たな漁場が、既存の漁業権の漁場と一連のものであれば、新たな免許とはせずに、漁場区域や魚種の変更となるが、全く新たな漁場と見なされた場合には、新たな漁業権の設定となり、免許申請等の手続きを行うこととなる、と回答があった。
- ・ 田子委員から、免許申請の添付書類として、免許申請を議決した漁協総会の議事録があるが、今回、総会の開催日を、免許申請期間の終わりに近い日に設定したために、短期間で議事録の抄本を作成することに苦心したことから、もう少し余裕を持った日程とするべきであった、とのコメントがあった。
- ・ 前田課長から、免許申請の期間は厳守していただく必要がある、との発言が

あった。

- 田子委員から、黒部川内水面漁協の総会における免許申請の議決状況について、全員賛成ではなく3分の2以上となっているが、これはどういうことが質問があった。
- 藤島技師から、議事録の抄本に、3分の2以上の賛成で可決、との記述があったもので、もしかした全員賛成であったかもしれないが、その記載どおりとしている、と説明があった。
- 田子委員から、総会の議事録には、役員全員が了承の上、押印して作成するものではないか、と質問があった。
- 東会長代理から、庄川漁連では総会と理事会が同じメンバーが出席することから、全員の意思確認が容易だが、他の漁協では、多数の出席者がいる総会での意思確認は挙手によって行うが、その際に、3分の2以上と捉えて、記載されているのではないか、との意見があった。
- 田子委員から、桂湖での新たな漁業権については、5年後の見直しの機会を目指せば良いのか、質問があった。
- 前田課長から、5年後に新たな漁場計画を立てることができるか、それにより判断が変わってくると回答があった。
- 中井委員から、今回の免許切り替えの際、支流のすべてを漁場区域としたいと要望したが、認められなかった経緯があり、ハードルが高いのではないかと、との意見があった。
- 田子委員から、5年間は桂湖でワカサギの増殖活動を継続する予定としており、5年後を目指したいとの発言があった。

上記以外に質疑はなく、申請者である朝日内水面漁業協同組合ほか13件の適格性（漁業法第72条）について、1件ごとに審議が行われ、すべて適格性「あり」と認められた。

（3）遊漁規則の認可について（諮問）

県水産漁港課の藤島技師から、資料3-1～3-6に基づき説明があった。

遊漁規則は、組合員以外の者のする水産動植物の採捕を制限する規則であり、遊漁規則の認可の申請があったときは、漁業法第170条第4項で内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない、とされている。内共第1号から第14号の遊漁規則の認可について、第5種共同漁業権の免許申請と併せて申請があった。

遊漁規則の認可の申請にあたり、総会または総代会での議決が必要であるが、提出された議事録の抄本より議決されたことが確認された。また、申請のあった遊漁規則には、漁業法第170条第2項にある規定すべき事項の記載が確認された。

現在の遊漁規則からの変更点は、漁場ごとに異なるが、遊漁承認証に関することでは2漁場共通券や1日券の追加、発券区分の変更等があった。その他の変更は、トラブルを避けるためのあゆのルアー釣りに関する制限、安全性考慮のため

の禁止区域の追記等があった。内共第 12 号ではモクズガニが新たに漁業権魚種となるため、漁具・漁法、遊漁期間、全長制限の記載があった。

遊漁料の変更は、多くの漁場、魚種で値上げとなっており、近年の物価高による種苗価格の高騰によるものである。遊漁料の値上げは、値上げた遊漁料で試算した場合に、漁場の管理に要する費用（増殖経費を含む）を著しく上回らないことや、遊漁料の値上げが行使料と比較して不当とならないように組合員と遊漁者の負担率が、両者の現状の漁場利用度（比率）とおおむね同等であることを条件とした。値上げ額は、魚種や漁具・漁法により異なるが、1 日券は 500 円から 1,000 円、年券は 500 円から 3,000 円の値上げとなった。

遊漁規則と遊漁料の変更があった項目は、行使規則でも同等に変更しており、遊漁を不当に制限する変更はない。

- ・ 田子委員から、富山漁協で 6 月 1 日から 7 月 31 日までサクラマス釣りの遊漁券を新設しているが、遡上時期から外れてくるので、釣れなくなる時期に新たに設けるのは果たしてどうなのか疑問に思う、とのコメントがあった。
- ・ 東会長代理から、どの程度釣れるかは不明な部分はあるが、1 日でもサクラマスを釣りたいという方のために漁場を開放するもの、と説明があった。

上記以外に質疑はなく、1 件ごとに審議が行われ、遊漁規則についてはすべて適当と認められた。

本議案の審議後に、次のとおり質疑があった。

- ・ 田子委員から、9 月 1 日に内共第 12 号で新規に免許されるモクズガニについて、これまで遊漁者は自由に採捕できていたが、漁業権設定後、9 月は禁漁期間となることから、遊漁者へ予め周知しておかないと現場でトラブルが発生しかねないと、意見があった。
- ・ 田子委員から、漁業権の免許や遊漁規則の認可がされていない状況でも、8 月など早い時期に、漁連のホームページや新聞に書いてもらう時に、「予定」として漁業権の内容等を掲載することは可能か、質問があった。
- ・ 堺課長から、9 月 1 日の免許後に、遊漁者に変更を伝えつつ、当面は厳しい対応としないといった方針ではどうか、と意見があった。
- ・ 竹野会長から、誰に周知する必要があるのか把握できているか、質問があった。
- ・ 田子委員から、これまでモクズガニは、かご数や漁期などについて全く制限がなく遊漁者が自由に採捕できたことから、把握できていない、と回答があった。
- ・ 竹野会長から、漁連のホームページで、「このように県に申請しています」、「申請中」ということで、9 月 1 日からの見込みとして周知するのであれば、前もって行っても良いのではないかと提案があった。
- ・ 中井委員から、例えば、大型車の通行止めが実施される場合も、ある時から通行止めとなっても、しばらく猶予期間が設けられ、その後、取締りが実施

される事例に倣えばよいのではないか、との意見があった。

- 竹野会長から、事前に周知がないと、知らなかったということでトラブルが起こりかねないので、「予定です」という形ででも知らせることは重要、との意見があった。
- 堺課長から、9月からは現場ではどのように対応する方針か、厳しい対応とはしないつもりか、質問があった。
- 田子委員から、最初は注意をする対応であると、回答があった。
- 東会長代理から、モクズガニの漁業をやる場合は、漁業者は庄川漁連に申請書を提出して実施することになるのか、また、遊漁者も漁協の承認を受けて実施することになるのか、質問があった。
- 田子委員からは、そのとおりであるが、特に遊漁者に対しては、9月は採捕禁止期間となるので、監視員がモクズガニの採捕行為を認めた際に、その場で遊漁料を払うという対応が取れない点を心配している、と回答があった。

(4) 令和8年9月1日から令和9年3月31日までの間における増殖目標数量の委員会指示について（協議）

県水産漁港課の藤島技師から、資料4-1～4-3に基づき説明があった。

令和8年度の増殖目標量は、富山県内水面漁場管理委員会指示第2号にて4月10日付で示されており、14漁場で増殖活動が行われているところである。

一方、第5種共同漁業権の切替えに伴い令和8年9月1日に公示が予定されている漁業権の免許では、白岩川以西の8漁場で免許番号が再附番されるため、富山県内水面漁場管理委員会指示第2号で示されている漁場と免許番号が不一致となる。また、新たに漁業権魚種となる百瀬川のアユと庄川のモクズガニについては、現行の増殖目標量では指示されていない。第5種共同漁業権の切替えに伴い、現行の増殖目標量について変更と追記が必要なため、内水面漁場管理委員会へ協議するもの。

白岩川、神通川、井田川、大長谷川、百瀬川、庄川、庄川上流、小矢部川については、免許切り替えにより2漁場が減少したことに伴い、漁業権の番号が変更となる。

内共第11号（百瀬川）のアユの増殖規模については、9月1日時点で種苗放流時期を過ぎているため明示しない。なお、令和9年度から明示する。内共第12号（庄川）のモクズガニは、令和8年3月30日に策定された「第5種共同漁業権の免許に係る増殖指針」に基づいた増殖規模とする。

百瀬川、庄川、庄川上流のニジマスについては、漁業権の対象魚種から削除されたため、増殖目標量の一覧から除外する。

委員から意見や質問等はなく、令和8年度増殖目標量の変更について「異議なし」とされ、資料4-2のとおり委員会指示を発出することで承認された。

(5) コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかるコイの放流制限及び遺棄の禁止について（協議）

県水産漁港課の藤島技師から、資料5－1～5－2に基づき説明があった。

1 ページ目は協議の内容、2 ページ目は協議の理由、3 ページ目は、本県と全国のコイヘルペスウイルス病の陽性確認件数のまとめ、4 ページ目は委員会指示案となっている。本県の公共用内水面では、平成 16 年にはじめてコイヘルペスウイルス病によるコイの死亡が確認され、平成 20 年まで発生が確認されていた。平成 21 年以降は確認されていない。一方、全国では、毎年発生が確認されているため、本県においても、まん延防止の措置が必要である。令和 7 年度には、3 ページ目のとおり、全国で6件発生している。このため、コイヘルペスウイルスに感染したコイが、放流または遺棄されることがないように、例年、内水面委員会指示を発出している。現行の指示内容は2 ページ目に記載するとおりであり、この指示の期間については、令和 7 年 8 月 16 日から令和 8 年 8 月 15 日までとなっており、今後もまん延防止を図るためには、指示を継続することが必要である。同じ内容の指示を、令和 8 年 8 月 16 日以降も継続することについて、この度委員会に協議させていただきたい。

- 竹野会長から、令和 8 年度の全国でのコイヘルペスウイルス病の発生状況はどうか、質問があった。
- 藤島技師から、新潟県、山形県、愛媛県において3件発生が確認されている、との回答があった。

このほか、委員から意見や質問等はなく、コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかるコイの放流制限及び遺棄の禁止について「異議なし」とされ、資料5－2のとおり委員会指示を発出することで承認された。

(6) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和 8 年度通常総会の概要について（報告）

前田事務局長から、資料 6 により「全国内水面漁場管理委員会連合会総会について」報告があった。

令和 8 年 5 月 29 日に、東京都で、令和 8 年度全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会が開催された。第 1 号議案として令和 7 年度の事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について、第 2 号議案として令和 8 年度の事業計画案及び収支予算案について説明があり、案のとおり承認された。なお、各県委員会から負担金（10 万円）を支払うこととなる。また、収入に対して支出が大きくなっていることから、剰余金を取り崩しての運営となるため、経費節減に務めるとのことであった。

第 3 号議案として、令和 8 年度の提案書が示され、全国の内水面における問題や課題について、水産庁をはじめとする関係省庁への要望事項が協議された。昨年度と同様、複数ある項目の中に重点項目が設定された。変更点等は以下のとおりであった。

I 外来魚対策について、外来魚駆除を重点項目に設定し、ミズワタクチビルケイソウを追加した。現行制度で対象となっていない外来生物に関する駆除等への予算措置などへの要望を記載した。産業管理外来種について知見の収集等の要望を記載している。

II 鳥類による食害対策について、カワウ対策を重点項目に設定した。昨年度、別項目としていた支援策の要望については、カワウとサギそれぞれの項目に入れて、項目数を削減している。

III 魚病対策について、アユの冷水病やエドワジエラ病の防疫を重点項目に設定した。コイヘルペスウイルス病の制限解除について、国の考えを問う記載へ修正し、昨年度まであった水産用医薬品については、委員会の所管外であり削除した。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について、自然に配慮した河川改修等、及び河川湖沼の環境（土砂、森林、河川流量）の保全を重点項目に設定した。また、気候変動に関する項目を統合した。

委員からの質問や意見等は無かった。

(7) その他

なし

(8) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和8年10月22日（木）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和8年7月30日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____